

委員 然るに致し方アリマセンガ我々委員ニ鬼レ何分ニテ又色

ヲ付テテ感キタイト思ヒスガ如何ナルカ

余社 前申上ル通り、毫モ考慮ノ餘地ハアリセズ

委員 然るに致し方アリマセンガ我々委員ニ鬼レ何分ニテ又色

勅ニ任セムコトヲ其職、リニ任セム人、是ニテ吾々委員

員ハ引取リマム (以上)

(十一月二十四日)

二十五日解雇致し、寺ハ、方便、社通ニ基キ、室役、ビラレテ配
付セリト、本因、泰平、花名、社、職、戸部、署、取調ニ任セリ
彼等ハ、約一年、政、ビ、レ、ヲ、騰、字、シ、タル、極、ナリ
昨上外四名、交渉委員ハ、同日午、前、十、時、半、存、社、ニ、重、役、ヲ

討問ニ面會ヲ求メタルモ不在ノ故ヲ以テ山口守衛長ト非公式
ニ會見ニ口頭ヲ以テ尤ノ要求ヲ為シタルモ全部拒絶セラレ交
渉三時百ニシテ退出セリ

會見ノ顛末

一 今後會社が現在以上ニ職工ヲ増加、必要ヲ生
シタル時、他コトノ雇傭セズ、今回、解傭者ヲ雇ハ
ベキ契約ヲセラレ度、即チ今後、雇傭ニ対スル優
先権ヲ与ヘシメ、必要ノ時、
會社側ハ必ズシテ解雇者ヲ雇ハル、昔ニテハ契
約ニ縛サルモノ未得ル限リ、其方針ヲ採ルニトシ
努力ニト回答ス